



薬監第46号

昭和56年8月7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省薬務局監視指導課長

医薬品再評価に伴う再評価不申請
医薬品に関する監視指導上の措置
について（通知）

今回、再評価（その18）が終了した33成分52処方
の医療用医薬品の再評価結果及びこれに基づく措置に
ついては、昭和56年8月7日薬発第745号薬務局長
通知をもつて各都道府県知事あて通知されたところであ
るが、再評価が終了した医薬品と同じ有効成分を含有す
る単味剤及び配合剤たる医療用医薬品であつて、再評価
の申請を行わなかつた医薬品（以下、「不申請医薬品」
という。）の監視指導上の措置については、昭和55年
8月14日薬監第92号監視指導課長通知「医薬品再評

価に伴う再評価不申請医薬品に関する監視指導上の措置について（通知）」により指示されているところであり、貴管下関係業者に対し、これに基づき所要の措置を講ずるよう指示されたい。

なお、今回の再評価に係る不申請医薬品であつて、昭和54年7月1日以降製造し、販売された実績のある医薬品は別表のとおりであつたのでお知らせする。

別表

名 称	製造業者名及び住所
アスゲン吸入液	アスゲン製薬(株) 名古屋市東区泉2-28-8
強力アスメトン液	三 共(株) 東京都中央区日本橋本町3-1
スモタン坐薬S	田辺源(株) 大阪府守口市東光町1-2
オトハクランH	ハクラン製薬工場(株) 大阪市西成区王出東2-5-13
ハイドンA錠「タツミ」	辰巳化学(株) 金沢市三馬3-345
ナスコールC	同 上
アスクレン錠	小林化工(株) 福井県坂井郡金津町六日6-35